

## 令和 2 年度業績評価指摘事項の令和 4 年度事業計画における関連部分

## I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和 4 年度事業計画関連部分
1. 基盤的保険者機能関係 ① サービス水準の向上	<p>■ サービススタンダードについて、KPI を概ね達成するとともに、平均所要日数についてもこれを遵守していることに加え、お客様満足度についても高い水準を維持していることを評価する。</p> <p>また、あらゆる機会を捉えた周知により、郵送による提出が促進され、郵送による提出率が KPI を達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、迅速かつ満足度のあるサービスを継続されたい。</p>	(1) 基盤的保険者機能関係 ② サービス水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul>
② 業務改革の推進に向けた取組	<p>■ 業務改革推進計画を確実に実施しており、健康保険給付の支給決定等の業務処理においては具体的な成果が認められたこと、また、次期業務系システムの構築の実現に向けて、着実に取り組んでいることを評価する。引き続き、各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上と体制の盤石化に向け、「業務改革検討プロジェクト」の着実な遂行に努められたい。</p>	(1) 基盤的保険者機能関係 ⑩ 業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> </ul>

<p>③現金給付の適正化の推進</p>	<p>■審査の強化や立入検査の実施により不正請求が減少傾向にあること、支部における事後調査を強化していることや、傷病手当金と障害年金との併給調整を適正に実施していることを評価する。</p> <p>現金給付の適正化に向け、引き続き、効果的・効率的な審査の実施を図られたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。</li> <li>不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</li> </ul>
<p>④効果的なレセプト点検の推進</p>	<p>■点検員のスキルアップや高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検の実施により、新型コロナウイルス感染症の影響下に置いても、一定の成果をあげていることを評価する。</p> <p>引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。</li> </ul>
<p>⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p>	<p>■積極的な文書照会や適正な申請の周知に取り組んだ結果、多部位かつ頻回施術の申請件数が減少し続け、KPIを達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発活動の強化に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑥柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる</li> </ul>

		<p>過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</p> <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>
⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	<p>■審査の厳格化と標準化、不正が疑われた案件に係る地方厚生局への情報提供等、適正化に向けた取組が着実に行われていることを評価する。</p> <p>引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑥柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</li> </ul>
⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	<p>■対象者に対する文書や電話による督促の強化、資格喪失後受診による返納金債権回収における保険者間調整のスキームの積極的活用等積極的な取組により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある中で、KPI を概ね達成したことを評価する。</p> <p>保険証及び債権の回収は、積極的な実施が成果につながる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、回収率の向上に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑦返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul>
⑧限度額適用認定証の利用促進	<p>■全支部でのホームページやリーフレット等の周知広報に、積極的に取り組んだことを認める。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p>

	<p>限度額適用認定証の利用促進を図ることは、加入者のメリットを実現する施策である。今後も事業主や加入者への周知広報を工夫する等、より一層の取組を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul>
⑨被扶養者資格の再確認の徹底	<p>■被扶養者資格の再確認を確実に実施するため、未提出事業所に対する勧奨や未送達事業所に対する照会等に取り組んだことを認める。</p> <p>被扶養者の無資格受診の防止は、医療保険制度の根幹にかかわる課題であり、事業主の理解と協力を得るための取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑧被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>
⑩オンライン資格確認の利用率向上	<p>■協会独自のオンライン資格確認について、システムの利用率がKPIを達成したこと、また、国のオンライン資格確認の実施に向け、積極的に広報を行っていることを評価する。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑨オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> <li>・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul>
⑪的確な財政運営	<p>■令和3年度保険料率の決定にあたり、運営委員会や各支部の評議会で様々な意見がある中、将来に向</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>①健全な財政運営</p>

	<p>かつて安定した財政運営を図る観点から平均保険料率を決定したこと、また、財政基盤強化のための情報発信を積極的に実施していることを評価する。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る影響、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点も含めて慎重に分析し、情報発信により事業主や加入者の理解を得た上で、的確な財政運営に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul>
<p>1. 戦略的保険者機能関係</p> <p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p>	<p>■事業所カルテを提供した事業所数が令和元年度より増加したこと、特に、小規模事業所に対しても業態の特徴を明示した健康度カルテを提供する等、事業所カルテ等を活用した事業所支援が進んだことを評価する。また、個人単位の健康・医療データの提供に係る費用負担については、加入者の立場にたって働きかけたことについて、評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、事業所カルテの積極的な活用など、協会けんぽによる事業所支援等を更に拡充する。</li> </ul> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性</li> </ul>

<p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p>	<p>■第2期計画の前半期の中間評価を実施し、第2期計画後半期の施策の拡充を図ったことを評価する。また、「支部別のスコアリングレポート」等について見直しを行ったことにより、支部における各保健事業の計画策定や実施結果の検証にも活用され、健康問題の把握等の取組の推進が図られたことについて評価する。</p> <p>なお、「支部別スコアリングレポート」について、今後、支部における評価や支部相互の比較ができるよう、データヘルス計画における評価指標と連動した項目の設定について検討されたい。また、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向けて、他保険者において「データヘルス計画」の評価指標の共通化が進められており、協会においても、第3期計画策定に向けて、全支部共通の評価指標の導入を検討されたい。</p>	<p>の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p> <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul>
<p>② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、集団健診の地域や回数を工夫し、受診機会の拡大に努めたこと、また、事業者健診データ取得率及び取得者数とも過去最高値となり、KPIを達成したことを評価する。</p> <p>なお、対外的な要因はあるが、特定健診実施率のKPIは達成できていないことから、引き続き、受診率の向上に取り組まされたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</li> <li>・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同</li> </ul>

		<p>時実施等の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。</li> </ul> <p>また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p>
<p>② ii) 特定保健指導の実施率の向上</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、健診実施機関への訪問等による委託勧奨により、健診当日に初回面談を実施する機関の増加、ICTによる遠隔面談の活用、集団健診時における特定保健指導の同時実施等を積極的に行ったことを評価する。</p> <p>今後、各支部における、健診当日の初回面談の実施状況、委託（健診）機関の教育、モデル実施等効果的な保健指導の実施及び検証、実施率など支部の事業目標の共有等を通じて、特定健診から特定保健指導の一体的な実施の実現する構造改革を更に進め、実施率の向上に取り組まれない。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</li> <li>・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。</li> <li>・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。</li> <li>・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り</li> </ul>

		組む。
② iii) 重症化予防対策の推進	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出自粛が要請され、医療機関への受診控えがある中で、未受診者や治療中の糖尿病性腎症患者等への受診勧奨を着実に進め、重症化予防の取組が進んでいることを認める。</p> <p>引き続き、効果的な勧奨方法を検討し、受診勧奨を着実に進めていただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>① iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。</li> <li>また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</li> </ul>
② iv) コラボヘルスの推進	<p>■健康宣言事業所数や健康経営優良法人数が増加したこと、また事業所カルテの提供等によりフォローアップを推進したこと、健康宣言の基本モデルを作成したことについて評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>① iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、事業所カルテの積極的な活用など、協会けんぽによる事業所支援等を更に拡充する。</li> </ul>
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<p>■様々な媒体を活用した広報活動、また、委嘱拡大に向けた積極的な取組により、健康保険委員委嘱者数が増加し、KPI を達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、広報活動の強化や健康保険委員の委嘱数の拡大に取り組み、加入者の理解率の向上に努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を作成し、広報を行う。</li> <li>支部においては、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。</li> <li>・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</li> </ul>
<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>■ジェネリック医薬品使用促進については、差額通知の送付により高い効果が得られていること、また、コロナ禍において、可能な限り医療機関等への訪問・説明を行ったことを評価する。あわせて、ジェネリック医薬品の使用割合について、全体として高い実績がある中で、KPIを概ね達成したことを評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>&lt;課題分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>&lt;医療機関・薬局へのアプローチ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>&lt;加入者へのアプローチ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul> <p>&lt;その他の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、特にそれらの支部において上記の各種取組を効果的に実施できる</li> </ul>

		<p>ようバックアップする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。</li> </ul>
⑤インセンティブ制度の本格導入	<p>■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、データに基づき最適となる評価方法を検討したこと、また、制度の実効性を高めるために、加入者や事業主に対する周知広報を積極的に実施したことを評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>④インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul>
⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開	<p>■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全国展開をする事業の実施を見送っているものの、関係団体と全国展開に向けた調整を行っており、またパイロット事業については着実に実施していることを評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑤支部で実施した好事例の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和5年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。</li> <li>・ また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。</li> <li>・ パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。</li> </ul>
⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改	<p>■ 地域医療構想調整会議への参加率の向上が難しい中で、KPI を概ね達成したこと、また、新型コロナ</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る</p>

<p>正等に向けた意見発信</p>	<p>ウイルス感染症の影響により意見発信の場が減少した中で、データ分析に基づく効果的な意見発信の実施や、厚生労働大臣への意見書の提出等、積極的に意見発信したことを評価する。</p> <p>今後、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する対応も含めた議論が続くと思われるため、参加率向上に向けて、地方自治体に対して、積極的に働きかけを行っていただきたい。</p>	<p>意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</li> <li>・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</li> </ul> <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul>
<p>⑧調査研究の推進</p>	<p>■外部有識者を活用した調査研究の開始に際し、より質の高い提案応募に繋げるため積極的な公募を行</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑦調査研究の推進</p>

	<p>ったこと、その結果、協会が実施する事業の改善や国の政策提言等につながることを期待される提案を採択したことを評価する。加えて、本部・支部において様々な調査研究に取り組み、分析成果を協会ホームページへの掲載や学会での発表により広く発信したこと、また分析能力の向上のため、人材育成に取り組んだことを評価する。</p> <p>引き続き、都道府県の医療費の地域差に関する分析等を行い、協会が実施する事業の改善等に繋げていただきたい。</p>	<p>i) 本部・支部による医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けて、本部においては支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。</li> <li>・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を利用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。</li> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> <p>ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。</li> </ul> <p>iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</li><li>・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約4,000万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。</li></ul>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## II 船員保険

評価項目	指摘事項	令和4年度事業計画関連部分
(1) 基盤的保険者機能関係 ① 正確かつ迅速な業務の実施	<b>■</b> 新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、サービススタンダードについて、高水準を維持していることを評価する。引き続き同水準を維持されたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ① 正確かつ迅速な業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。</li> <li>・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）</li> <li>・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。</li> </ul>
② 適正な保険給付の確保	<b>■</b> 文書による照会や持続的な広報により、多部位かつ頻回施術の申請割合が減少しKPIを達成したこと、また、申請件数、支払総額いずれも減少したことを評価する。	(1) 基盤的保険者機能関係 ② 適正な保険給付の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。</li> <li>・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。</li> </ul>
③ 効果的なレセプト点検の推進	<b>■</b> 内容点検の外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう、委託契約の見直しを行ったこ	(1) 基盤的保険者機能関係 ③ 効果的なレセプト点検の推進

	<p>と、また、レセプト点検の査定率について、KPIを達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、レセプト点検の査定率を検証し、検証結果を基にレセプト点検体制の整備を図り、点検効果額向上に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金の「業務効率化等・高度化計画」の状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。</li> </ul>
④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債券回収業務の推進	<p>■保険証回収率及び被扶養者資格の確認書の提出率については、KPIを達成したことを評価する。</p> <p>医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合については、引き続き、回収率の向上に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>④返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。</li> <li>被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。</li> </ul>
⑤債権回収業務の推進	<p>■早期かつ確実な回収を図るために積極的に債権回収業務に取り組んでいたことを評価する。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑤債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。</li> </ul>
⑥制度の利用促進	<p>■職務上の上乘せ給付等全体の申請割合については、KPIを達成したこと、高額療養費の申請勧奨前年度を上回る取得率となったこと、限度額適用認定申請書の設置医療機関についても更なる拡充を図ったこと、また、下船後の療養補償に関する適正化を図ったこと等、新型コロナウイルス</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑥制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</li> <li>限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進</li> </ul>

	<p>ルス感染症の影響下で、制度の利用促進を図ったことについて評価する。</p> <p>限度額適用認定証の利用は加入者の大きな負担軽減につながるものであり。今後とも利用促進に向けた取組を一層進められたい。</p>	<p>を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。</li> <li>・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</li> </ul>
<p>⑦福祉事業の着実な実施</p>	<p>■無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの福祉事業を円滑かつ着実に実施したことを評価する。また、保養施設利用補助事業について、新たに旅行代理店と契約を締結するなど、利便性が高まったことを評価する。</p> <p>引き続き、変化する利用者の動向を踏まえた適切な広報活動を行い、一層の利用促進を図られたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑦福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。</li> <li>・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</li> </ul>



<p>⑧サービス向上のための取組</p>	<p>■お客様満足度調査結果を踏まえサービスを改善したこと、また、お客様満足度はKPIを達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、加入者から寄せられた意見等も踏まえ、満足度のあるサービスの充実に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑧サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。</li> </ul>
<p>⑨健全な財政運営</p>	<p>■中長期的な視点に立ち、健全な財政運営が行われていることを評価する。</p> <p>引き続き、経済動向や収支見込みを慎重に分析し、安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>⑨健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</li> </ul>
<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①特定健康診査等の推進</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、感染拡大防止対策を徹底して受診機会の拡大に努めたこと、また未受診者に対する受診勧奨の実施等、年間を通じて確実に生活習慣病予防健診等の推進が図られたことを評価する。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①特定健康診査等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、船員手帳の健康証明ができる健診実施機関の拡充に向けた取組を実施する。</li> <li>・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</li> <li>・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診のオプション健診のうち、乳がん検診と子宮頸がん検診の自己負担を無料とする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。</li> </ul>
②特定保健指導の実施率の向上	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、初回面談分割実施や ICT を利用した特定保健指導を推進する等、積極的に特定保健指導を実施したこと、また被扶養者については KPI を達成したことについて評価する。</p> <p>被扶養者の特定保健指導についても、ICT による遠隔面談等を活用し、引き続き受診率の向上に取り組まれない。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>②特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。</li> <li>特定保健指導実施の向上を図るため、その実施による改善効果に留意しつつ、ICT の活用拡大方策等を講じる。</li> <li>加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。</li> <li>ICT を活用した特定保健指導の利用を促進する。</li> </ul>
③加入者に対する支援	<p>■禁煙プログラムについて、KPI を大幅に下回ったが、令和3年度以降もプログラムが継続されていること、また、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めたことについて認める。</p> <p>引き続き、実効性のある対策を検討し、取り組んでいただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>④加入者の禁煙に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</li> </ul>
④船舶所有者等に対する支援	<p>プロジェクト“S”に参画する船舶所有者数については、KPI を大幅に下回っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、自社船員の健康づくりへの動機付けを図ったこと、特別講義、ヘルスリテラシーの向上に努めたことを認める。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑤船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。</li> <li>若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の</li> </ul>

	<p>引き続き、プロジェクト“S”や出前健康講座等を進め、船舶所有者等に対する支援に努められたい。</p>	<p>講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。</p> <p>⑥船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度にスキームを見直した「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。</li> </ul>
<p>⑤ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>■使用促進に関する効果的な取組により、使用率がKPIを達成し、持続的に高水準を維持していること、大きな財政効果を上げたことを評価する。</p> <p>引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑦ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</li> </ul>
<p>⑥情報提供・広報の充実</p>	<p>■ホームページの全面的なリニューアル等により、前年度から大幅にアクセス総件数が増加しKPIを達成したこと等、被保険者のニーズを踏まえた様々な広報ツールを駆使し、情報提供・広報の充実に努めていることを評価する。</p> <p>引き続き、広報の充実に努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑧情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</li> <li>年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</li> <li>関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</li> <li>ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関す</li> </ul>

		<p>る動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者の利便性を高めるため、SNS 等の利用について検討する。</li> <li>・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。</li> <li>・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。</li> </ul>
<p>⑦データ収集活用方法の研究</p>	<p>■データ分析の結果を各施策につなげ、さらに、一定の効果が認められたことを評価する。</p> <p>引き続き、加入者のニーズの把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研修を進められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>⑨調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。</li> <li>・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。</li> </ul>

### Ⅲ 組織・運営体制関係

評価項目	指摘事項	令和4年度事業計画関連部分
①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	<p>■令和元年度に引き続き、標準人員を踏まえた適材適所の人員配置、人材育成等、組織体制の整備が図られ、事業が円滑に継続されていることを評価する。</p> <p>また、次期業務システム構築に向け体制を強化していることを評価する。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。</li> <li>支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。</li> </ul>
②人事評価制度の適正な運用	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、適切に人事評価を行うとともに、実績や能力本位の人事を推進したこと、また、評価者研修の充実を図るなど、効果的な人事評価が行われていることを評価する。</p> <p>人事評価制度については、評価者と被評価者との意見交換の一つの機会として活用することにより、一層の組織強化を図られたい。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>②人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul>
③OJT を中心とした人材育成	<p>■職場における人材育成に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p>

	<p>極的に取り組んでいること、特に、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの実施となっても、研修の質と効果の維持に努めたことを評価する。また、戦略的保険者機能の強化を意識した研修やデータ活用に向けた人材育成が進められていることを評価する。</p> <p>引き続き、個々の職員の持つ能力が十分に発揮され、様々な分野の知識の習得によりスキルアップが図られるよう、研修の充実や職場環境の整備に努められたい。</p>	<p>③OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p>また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。</li> </ul>
<p>④支部業績評価の実施</p>	<p>■評価結果を踏まえ、より適正に評価できるよう、評価項目や評価方法の見直しをする等、支部間の格差是正へ向けた取組を評価する。</p> <p>各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、誰から見ても信頼性が担保される支部業績評価が行われるよう、引き続き検証に努められたい。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>⑤支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。</li> </ul>
<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>■KPIを達成したこと、また、各担当部署へのヒアリング等を踏まえ、効果があると思われる取組を徹底して実施し、一社応札案件の一層の削減に向けて取り組んだことについて評価する。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>①費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやす</li> </ul>

		<p>い環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul>
⑥コンプライアンスの徹底	<p>■職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的に取り組み、個々の意識の向上が図られ、効果的な予防策が実施されていることを認める。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係 II) 内部統制に関する取組</p> <p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</li> </ul>
⑦リスク管理	<p>■本部と支部で一体となり、体系的な仕組みづくりの構築に向けて様々な施策が講じられており、リスク管理の強化が図られていることを評価する。</p> <p>今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められたい。また、引き続き、各支部における運用体制のモニタリングや、支部における取組の好事例の共有等、本部が自主的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係 II) 内部統制に関する取組</p> <p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> <li>・ 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル</li> </ul>

		について、必要な見直しを行う。
⑧本部機能や内部統制の強化に向けた取組	<p>■本部機能等の強化に向けた具体的な検討を開始するとともに、内部統制基本方針の策定及び職員への周知、リスクの未然防止策の検討等の内部統制を強化するための整備を着実に進めたことを評価する。</p> <p>引き続き、職員が今後取り組むべき内容が明確にわかるように周知する等、職員の意識を高め、内部統制に努めていただきたい。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>④本部機能及び本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を実施する。</li> </ul> <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。</li> </ul>
⑨システム関連の取組	<p>■協会システムの安定稼働を第一として、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対応し、適切にシステム対応を実施したこと、また、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進したことを評価する。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>III) その他の取組</p> <p>②協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。</li> <li>・ 日々のシステム運用・保守業務について、新旧システムの切り替え時においてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。</li> </ul> <p>③制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新旧システムの切り替え等にも配慮しながら、システム対応を適切に実施する。</li> </ul>



		<p>④中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、システムの構築・テスト・リリースを、適切な工程管理のもと、スケジュールを遵守し確実に実施する。</li> <li>・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や機器更改等を見据えた構想に着手する。</li> </ul>
⑪協会システムの安定運用	<p>■適切かつ継続的な運用・保守等の実施により、加入者及び事業主への不便・不利益を生じさせることなく、協会システムの安定的な稼働が実現していること評価する。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組</p> <p>②協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。</li> <li>・ 日々のシステム運用・保守業務について、新旧システムの切り替え時においてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。</li> </ul>
⑫法改正などへの適切なシステム対応	<p>■オンライン資格確認に係るシステム対応については、多くの外部ステークホルダーが関係し、かつスケジュールも限られた中でシステム改修・開発を行うという難易度の高いプロジェクトであるが、遅滞なく対応を行うことができたことを評価する。</p> <p>引き続き、スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれたい。</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組</p> <p>③制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新旧システムの切り替え等にも配慮しながら、システム対応を適切に実施する。</li> </ul>
⑬中長期を見据えた新システム構想・立案や新技術の	<p>■RPAの導入により、作業時間の削減といった定量効果が得られ、業務効率化が図られているこ</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組</p>

<p>動向の調査・検討</p>	<p>とを評価する。  また、次期システム構想に向けた検討や調査が滞りなく進められたことを評価する。</p>	<p>④中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、システムの構築・テスト・リリースを、適切な工程管理のもと、スケジュールを遵守し確実に実施する。</li> <li>・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や機器更改等を見据えた構想に着手する。</li> </ul>
-----------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------